

施設基準及び費用のお知らせ

1. 入院基本料

精神療養病棟入院料・重症者加算1

1、2、4、5、6 病棟は厚生労働大臣の定める基準による精神療養病棟入院料・重症者加算1の保険医療機関です。

- ・ 入院者15人に対し1人以上の看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)がおります。
- ・ 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)の最小必要数の5割以上は看護職員(看護師、准看護師)で、その内2割以上が看護師です。

看護配置

1日に平均して11人以上(定床時)の看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は平均して次の通りです。

09時～17時 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

17時～09時 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

精神病棟入院基本料15対1・看護配置加算・看護補助加算1・夜間看護体制加算・重度認知症加算

7病棟は厚生労働大臣の定める基準による精神病棟入院基本料15対1・看護配置加算・看護補助加算1・夜間看護体制加算・重度認知症加算の保険医療機関です。また、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師です。

看護配置

1日に平均して11人以上(定床時)の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

1日に平均して6人以上(定床時)の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は平均して次の通りです。

09時～17時 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

17時～09時 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

精神科急性期治療病棟入院料1

3病棟は厚生労働大臣の定める基準による精神科急性期治療病棟入院料1の保険医療機関です。また、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師です。

看護配置

1日に平均して13人以上(定床時)の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

1日に平均して6人以上(定床時)の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は平均して次の通りです。

09時～17時 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

17時～09時 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は27人以内です。

認知症治療病棟入院料1・認知症夜間対応加算

8病棟は厚生労働大臣の定める基準による認知症治療病棟入院料1・認知症夜間対応加算の保険医療機関です。また、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師です。

看護配置

1日に平均して9人以上(定床時)の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

1日に平均して8人以上(定床時)の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は平均して次の通りです。

09時～17時 看護職員(看護師及び准看護師)1人当たりの受け持ち数は9人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

17時～09時 看護要員(看護師、准看護師及び看護補助者)1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

2. 入院時食事療養(Ⅰ)

当院は厚生労働大臣の定める基準の入院時食事療養(Ⅰ)を満たす医療機関です。

管理栄養士によって管理され、適時(夕食は午後6時以降)、適温(保温・保冷)の食事を提供いたします。

標準負担額

一般の世帯(市民税課税世帯)		1食 460円(※1)
市民税非課税世帯	過去12か月の入院日数90日まで	1食 210円
「70歳以上では低所得Ⅱの方」	過去12か月の入院日数91日以上(長期)	1食 160円
70歳以上で低所得Ⅰの方		1食 100円

※1 平成28年3月31日において、既に1年以上継続して入院している場合は260円

3. その他の施設基準等

当院は次の各項目について厚生労働大臣の定める施設基準等に適合しています。

- ・精神科デイケア「大規模なもの」
- ・精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・医療安全対策加算2
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・精神科退院時共同指導料1
- ・療養生活環境整備指導加算
- ・依存症集団療法2, 依存症集団療法3
- ・医療保護入院等診療料
- ・精神科作業療法
- ・依存症入院医療管理加算
- ・後発医薬品体制加算1
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
- ・精神科退院時共同指導料2
- ・こころの連携指導料(Ⅱ)
- ・療養生活継続支援加算

4. 日常生活上のサービスに係る費用(消費税込)

当院では必要に応じて以下の日常生活上のサービスに係る費用をご負担いただいております。

- ・医療外代行業務費 220円/1日
- ・洗濯代 110円/1日(基本料金)
- ・おむつ代 330円/1回
- ・理髪代 1,500円/1回

5. 保険適応外費用

当院では必要に応じて以下の保険適応外費用をご負担いただいております。

- ・歯科治療費
- ・インフルエンザ等の予防接種代
- ・診療録の開示手数料
- ・特別療養環境室利用料(差額ベッド代)
- ・禁煙補助剤の処方

令和5年6月1日

医療法人社団 健仁会 船橋北病院

理事長 小池 健

院長 南 雅之